

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 (国通知のほか、以下の点に留意すること)
<p>居室定員 (条例第 10 条 第 4 項第 1 号ア 及び第 44 条第 4 項第 1 号ア)</p>	<p>(設備の基準) 第 10 条 1、2 (略) 3 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。 (1) 居室 (2)～(16) (略) 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居室 ア 1の居室の定員は、1人とする。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2人</p>	<p>第 2 の 1 の「(13) 経過措置等」 設備の基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。 ① (略) ② 一の居室の定員に関する経過措置 イ 平成 12 年 4 月 1 日において現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準「4人以下」とする。(附則第 3 条第 1 項) ロ 平成 12 年 4 月 1 日において現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第 4 条第 2 項（同令第 4 条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 20 条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについては、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準は「4人以下」については、「8</p>	<p>①「入所者のプライバシーの確保に配慮されている」とは、次の措置が講じられていることをいう。 ア. 多床室であっても個室的な空間を確保するため、間仕切りや建具等により空間が隔てられ、入所者同士の視線が遮られること。 イ. 隔てられた空間についても介護を行える適当な広さが確保され、日照、採光、換気について十分配慮がなされていること。 ②「関係市町村に意見を求めた上で」とは、保険者である市町村は、住民にもっとも身近な行政庁であり、③に掲げる地域の実情を把握していることから、多床室の整備の是非について意見を求めるものである。 ③「地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を勘案して」とは、地域における特別養護老人ホームの整備状況、待機者の数、住民の意向などの地域の実情を勘案することをいう。 ④本条ただし書きの規定により多床室とする</p>

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
	<p>以上4人以下とすることができる。 以下（略） （設備基準） 第44条 1、2（略） 3 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。</p> <p>（1） 居室 （2）～（16）（略）</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 居室 ア 1の居室の定員は、1人とする。こと。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されるとともに、関係市町村に意見を求めた上で地域における特別養護老人</p>	<p>人以下」とする。（附則第3条第2項） 以下（略）</p>	<p>場合にあつては、条例第26条第2項（第48条で準用する場合を含む）で規定する措置のほか、感染症の患者が発生したときの同室の他の入所者への感染防止対策についてあらかじめ定めておくこと。</p> <p>⑤本規定の経過措置については国通知第2の1（13）②の規定に関わらず以下のとおりであるので留意すること。</p> <p>ア. 平成25年4月1日において現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、本規定を適用する場合においては、「1人とする。こと。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されるとともに、関係市町村に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。</p> <p>イ. アの規定にかかわらず、平成12年4月</p>

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
	<p>ホームの整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる。</p> <p>以下（略）</p>		<p>1日において現に存する特別養護老人ホームの建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について本規定を適用する場合においては、「1人とすること。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とすること」とする。</p> <p>ウ．ア及びイの規定にかかわらず、昭和62年3月9日において現に存する特別養護老人ホームであって、同日前の法第17条第1項の規定に基づく設備の基準の適用を受けていたものについて、本規定を適用する場合においては、「1人とすること。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村に意見を</p>

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 (国通知のほか、以下の点に留意すること)
			<p>求めた上で地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「8人以下とすること」とする。</p>
<p>非常災害に対する具体的な計画 (条例第8条第2項)</p>	<p>(非常災害対策) 第8条 1 (略) 2 特別養護老人ホームは、その立地条件を踏まえた非常災害に関する具体的計画を立て、当該非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 3 (略)</p>	<p>第1の「7 非常災害対策」 (1)、(2) (略) (3)「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くことと</p>	<p>①計画の作成に当たっては、施設のおかれた立地条件及び施設の実態、地域の状況も踏まえ検討を行うこと。特に、施設が土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所、水防法に基づき指定された浸水想定区域、並びに津波浸水想定区域等に所在しているか否かを確認し、当該区域に所在している場合はその災害を想定した防災訓練、避難体制について計画に盛り込むこと。 ②計画については、緊急時の体制（連絡体制、避難誘導体制等）、避難経路、避難場所等の確保、被災後の安全確認、市町村・医療機関等との協力・連絡体制の確保など施設の実態に応じた必要な事項を定めておくこと。</p>

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
		<p>されている特別養護老人ホームにあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている特別養護老人ホームにおいても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p>	